

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前号から始まりました当コラムですが、早速メールをいただきました。

ありがとうございます。

<はなちゃんの夫>さん

前回の問題に、ブリーダーから排出される犬猫の糞尿も一般廃棄物なのではないですか？

<BUNさん>

多分、夫さんは、廃棄物処理法を勉強している方ですね。「動物の糞尿が産業廃棄物になるのは畜産農業だけだ。だから、ブリーダーから出る場合は一般廃棄物だろう。」と思われたのだと思います。

でも、解説にも書きましたが「畜産農業」は日本標準産業分類によるもので、小分類畜産農業には「愛がん用動物飼育業」も入っているんです。したがって、ブリーダーから動物の糞尿が出た場合は、産業廃棄物。ちなみに、ペットショップは畜産農業ではなく、販売業に該当しますので、ペットショップから出る動物の糞尿は一般廃棄物ということになるんですね。

さて、前回の宿題に移りましょうか。まずは問題を再掲。

Q、次のうち、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可が必要なものはどれか。

- (1) 車両を増車するとき。
- (2) 収集運搬業を行っていた者が新たに処分業を行うとき。
- (3) がれき類のみの収集運搬を行っていた者が新たに金属くずの収集運搬を行うとき。
- (4) 本店の所在地を変更したとき。
- (5) 個人で収集運搬業を行っていた者が法人を設立し、収集運搬業を行うとき。

【解説】

産業廃棄物収集運搬業における「事業の範囲」とは、取り扱う産業廃棄物の種類と積替えのための保管を行うかどうかである。なお、事業の範囲の変更が事業の一部廃止である場合は、変更届を提出することとなる。

- (1) 変更届を提出する。(省令第10条の10第1項)
- (2) 産業廃棄物処分業の許可を新規に受けなければならない。
- (3) 産業廃棄物の種類を追加するので事業範囲の変更許可が必要。
- (4) 変更届を提出する。(省令第10条の10第1項)
- (5) 個人と法人は別人格であることから、新規に許可を受けなければならない。なお、商号を変更した場合は、法人格に変更がないことから、変更届を提出することとなる。

正解(3)

どうですか？皆さん正解出来ましたか？人によっては「変更許可」と「変更届」の違いがよくわからないという方もいらっしゃるかもしれませんね。

でも、「変更許可」と「変更届」には大きな違いが二つあるんです。

一つは「タイミング」で変更許可は「やる前」、あらかじめ申請して許可になってからでないといけないです。変更届は「やった後」でいいんです。もう一つの違いは罰則です。変更許可違反は最高刑懲役5年です。変更届違反は最高刑で罰金30万円。懲役刑はありません。

では、もう一問やってみましょうか。

Q、次のうち、産業廃棄物収集運搬業の変更届出が不要な事項はどれか。

- (1) 業の用に供する車両を入れ替えた。
- (2) 業の用に供する車両を増やした。
- (3) 業の用に供する車両を減らした。
- (4) 業の用に供する車両の駐車場が変わった。
- (5) 業の用に供する車両の運転手が変わった。

【解説】

廃棄物の収集運搬業の許可についての変更届は、法第14条の2第3項を受け、省令第10条の10で規定している。

変更届が必要な事項のほとんどは、許可申請のときに届けている事項であるが、そのうち「事業の範囲」に該当する事項の変更については「変更許可」となる。

収集運搬に関しては扱う産業廃棄物の種類の追加と、積替保管行為の「無し」から「有り」に変更するときがこれにあたる。

収集運搬業の申請時には、収集運搬車両は「主たる施設」として、その所有権（所有権がない場合は使用权）を含めて届出を行っている。そのため(1)~(4)の変更があれば届出の対象となる。法人の役員も届出の対象となっているが、従業員は届出の対象ではないことから車両を運転する人物が変更しても届出の対象とはならない。

正解 (5)

どうですか？変更許可と変更届の違い、わかっていただけましたか？

では、宿題を出して今日はおしまいとしましょう(^o^)/



宿題Q

産業廃棄物処分業者が次の変更をする場合に変更許可となるものは次のうちどれか。

- (1) 処分する産業廃棄物の種類を追加する。
- (2) 既にガラスくずの破碎を行っていたが、もう一つ同様の破碎施設を追加する。
- (3) 作業時間を延長する。
- (4) 代表取締役を変更する。
- (5) 株主が追加になる。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。